

2 論文等要旨

(1) 『農林水産政策研究』

中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格（下）

河原昌一郎 著

中国の農村信用社は、農村金融の基礎として積極的な役割を果たすことが期待されながら、協同組合組織への移行が十分に進まず、期待されたような機能を果たせていない。

本稿は、こうした状況の下で、農村金融の展開の中で農村信用社の組織的性格を解明し、協同組合組織への移行がなぜ進まないのかという問題の検討に資するとともに、今後の農村信用社の方向を探ったものである。

革命前中国にも政策的に設立された農村信用社があったが、一定の階層性を有し、金融機関としては未熟で小規模なものであった。新中国で農村信用社が全国的に設立されたのは農業合作化期のことである。この当時の農村信用社は、各郷に1つ設立するという形式面が優先され、協同組合組織としての実態はなく、集団有の組織として集団によって管理されていた。人民公社期には、農村信用社の組織は人民銀行の農村基層組織と集団有の組織との二重性を有するものとされる。改革開放後、組織の二重性を解消するための「上からの改革」が実施されるが、このことによって集団の関与が強まり、郷鎮企業への融資等の集団内金融の弊害が顕著となって、農村信用社の経営が悪化する。このため、1996年の農村金融体制改革後、農村信用社の協同組合組織への移行が積極的に図られることとなったが、現在でも歴史的に形成された組織的性格を十分に脱却したとは言えない。

農村信用社の協同組合組織への移行が進まないのは、主として、以上のような農村信用社の組織的性格の歴史的変遷過程とともに生じることとなった課題ないし制約要因によるものである。こうした制約の中で、現在では、農村信用社の組織的性格に新しい変化をもたらすような動きが見られるようになっており、農村信用社は地域金融機関化という方向に向かって進みつつある。

（農林水産政策研究第9号，1～32頁）

コメ生産権取引実験と制度設計への含意

佐々木宏樹 著

本稿では、実験経済学的手法を用いて、わが国の農業経済分野で注目の高いコメの生産権取引制度の設計について検討した。具体的には、二酸化炭素排出権取引に関する Hizen and Saijo (2001) と Hizen et al. (2001) の2つの先行研究の実験条件をコメ生産権取引の実情に合うように改変し、実験を実施した。

実験結果から得られた主な含意は、以下の2点である。第1に本制度導入により、不遵守が生じる可能性は低い。実験結果によれば、不遵守時に一定のペナルティーを課せば、ほとんどの主体が目標値を達成する。しかし、供給地域が超過遵守を恐れて、積極的な取引が行われない可能性が示唆された。この問題を解決するためには、バンキング制度の整備も検討する必要がある。なお同制度は、

期間中の生産量を生産調整目標数量よりも低く抑えることができた場合に、その差を次期目標期間へ繰り越すことを認めるといふものである。

第2に取引方法に関して、相対取引、イングリッシュオークション（売り手がある付け値を提示し、買い手の誰もがそれ以上の高値を支払おうとしなくなるまで価格を上げていき、最も高値を付けた買い手が財を獲得する）、ダブルオークション（参加者すべてが売り手にも買い手にもなることができる）の3つを比較した。その結果、取引価格の安定性を判断基準の1つとすれば、ダブルオークションが望ましいことが明らかとなった。ただ、本実験からも示唆されるが、ダブルオークションが優れているのは、情報量の豊富さとスピードによるところが大きい。したがって、売買注文や取引価格がリアルタイムに表示できるようなハード面での環境整備を行う必要があるだろう。

（農林水産政策研究第9号，33～52頁）

牛肉の国際貿易の構造変化とその影響 AGLINKモデルを利用したシナリオ分析

上林篤幸 著

2003年5月20日、カナダで、また、2003年12月23日、アメリカ合衆国で、初のBSE（Bovine Spongiform Encephalopathy）の発生を確認した。日本は、アメリカの最大の牛肉輸出先国であるが、を含む多くの国が、直ちにアメリカ産牛肉の禁輸措置を実施した。日本においてアメリカ産牛肉は、その総供給量の約3割を占める重要な供給先であるため、急激な輸入の中止は大幅な牛肉価格の上昇をもたらした。中でも外食産業は、その原材料としてアメリカ産牛肉に多くを依存しているため、苦境に至っている。

このBSEがもたらしたアメリカ産牛肉の輸出の中止が日本を含む太平洋市場にもたらす影響を分析するため、OECD（経済協力開発機構）事務局が加盟国の協力を得て開発した、世界農産物需給モデルであるAGLINKモデル（以下、「AGLINK」と略。）を用いてシナリオ分析を実施した。すなわち、2003年に公表されたBSEの発生直前の現状推移予測と、BSE発生後の世界の牛肉市場の構造変化を考慮に入れて、筆者が新たに修正を加えたBSE修正版AGLINKを用いて、2008年までの結果を比較することにより、その影響の定量的な把握を試みた。シナリオでは、2004年および2005年において、アメリカおよびカナダによる牛肉のNAFTA諸国外への輸出が停止し、2006年以降NAFTA諸国外への輸出が徐々に回復するという前提に立った。

この分析結果によれば、NAFTA諸国外への輸出停止期間中において、牛肉の国際価格は大幅に上昇し、その他の輸出国、すなわちオーストラリアやニュージーランドが輸出量の増加と国際価格の上昇により大きな利益を得ると見込まれる。一方、アメリカは、本来輸出されるはずの牛肉が国内で流通する結果、供給が増加し、牛肉の国内価格が下落すると見込まれる。また、日本、韓国のような大輸入国は、牛肉価格の上昇によりその需要が減少し、代替品としての豚肉や鶏肉の消費が増えると思われるが、生産者の反応は、現在の高い牛肉価格から便益を受けるため、価格が上昇した年のと殺量を増やし牛肉生産量を増加させる国がある一方、牛肉市場の将来に期待し、現在とは殺を控え牛肉生産量を減らそうとする国もあり、その反応は様々である。

（農林水産政策研究第9号，53～84頁）

中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理

河原昌一郎 著

土地請負経営権は、中国の農業農村政策の基礎として、改革開放政策の開始から現在に至るまで重要な役割を果たしてきた。

本稿は、土地請負経営権について、土地請負制度の変遷過程をまず整理した上で、土地請負経営権の法的内容を明確化し、土地請負経営権の現実の適用法理を解明したものである。

土地請負経営権の法的内容には、個人として農村集団から「土地を請け負う権利」と請負契約の当事者として「土地の使用収益等を行う権利」の二つが含まれており、このうち個人として「土地を請け負う権利」が本質的なものである。

中国農村の土地所有制度は、現在でも旧ソ連法の影響を受けた社会主義的土地所有制を基本としていることから、土地請負経営権の内容も社会主義的土地所有制の法理との調整が必要とされる。土地請負経営権に現実に適用されている法理は、対等な当事者を前提とする契約自由の原則ではなく、主として公平の原則に基づいた農村土地制度の行政的運営に関するものである。

土地請負経営権は、中国の通説的見解では物権として理解されているが、土地管理体制による制約もあって、物権としての法理が適用される場面はごく限定されたものである。

(農林水産政策研究第 10 号, 1 ~ 32 頁)

米豪自由貿易協定の交渉過程と影響分析 農業問題を中心に

福田竜一 著

本稿の課題は、2005 年 1 月に発効した米豪自由貿易協定(米豪 FTA)を対象として、農業分野を中心に交渉過程や協定締結による経済的影響を分析することである。その概要は以下の通りである。第 1 に一般的な 2 国間による関税引き下げ交渉が合意に至るための理論的な諸条件を分析する。交渉によって両国が関税撤廃する自由貿易は常にパレート最適であるが、交渉結果が常にそうなるとは限らない。第 2 に米豪 FTA における農業分野を中心に交渉の経過とその合意内容を分析する。交渉過程においてアメリカは一部農産物の関税撤廃に消極的であったため、交渉は一時難航した。最終的に砂糖や乳製品の関税撤廃からの例外化、牛肉の長期に渡る段階的な貿易自由化とセーフガードの導入など、アメリカのセンシティブ品目に十分配慮された形で合意に至った。第 3 に米豪 FTA の効果と影響を GTAP (Global Trade Analysis Project) を用いて定量的に測定し、米豪両国が関税を完全撤廃した場合と今回の合意案が完全に実行された場合を比較する。分析の結果、完全撤廃の場合、等価変分と GDP は米豪両国共に正となる。しかし合意案の場合、アメリカの等価変分と GDP は完全撤廃時よりもわずかに上昇するが、オーストラリアは基準時点よりも低下する。交渉理論に基づけば、今回の交渉妥結点は著しくオーストラリアにとって不利なものであり、オーストラリアにはさらなる譲歩をアメリカに求められる余地がある。アメリカの砂糖と乳製品の関税割当制度撤廃の見送りによる豪州が逸した利益、特に砂糖の生産者のそれは大きい。

(農林水産政策研究第 10 号, 33 ~ 60 頁)

(2) 『農林水産政策研究叢書』

農林水産政策研究叢書第7号

GMOグローバル化する生産とその規制

藤岡典夫・立川雅司 編著

本書は、遺伝子組換え体(GMO)に関して、海外主要国における関連規制や生産・流通の動向ならびにこれらの背景にある基本理念や消費者意識等の多様な側面から、国際情勢の現状と展望を明らかにすることを課題としたものである。

序章では、各章の分析の背景となるGMOの特徴と国際的な生産・規制の状況、さらにはGMOを巡る米・EU貿易摩擦の経緯について紹介するとともに、GMO問題への社会科学的研究アプローチの必要性を提示した。

第1章から第5章までにおいては、主要国におけるGMO規制の動向と課題について分析した。

第1章では、GMOの研究および生産のフロントランナーであり続けてきたアメリカについて、GMO規制の先進性とそれがゆえに抱えつつある規制上の新たな課題などにも触れつつ、近年の規制政策の見直しの動向を分析した。また世界におけるGMO生産の大宗を占めるアメリカにおける、生産および流通システムの特徴を述べると共に、最近の国際貿易の変化について明らかにした。

第2章では、1998年以降、事実上のモラトリアムが続いていたEUにおける新たな規制体系の概要とその特質について明らかにした。特に、2004年から新たに施行された食品・飼料規則および表示・トレーサビリティ規則の制度的特徴の他、欧州食品安全機関の役割、認可再開の動き、新規則を補完するための関連諸政策(種子への混入許容水準や、有機農業との共存ルール)の策定動向について明らかにした。

第3章では、近年相次いで新しいGMO・GM食品関連規制を導入したオーストラリアの動向とその直面する課題について分析し、連邦政府を中心に、アメリカ、カナダ等の競争相手国に追いつくためGMOの積極導入を図ろうとする一方、国内に依然としてGMOに対する強い懸念をもった生産者や消費者を抱えてジレンマに陥っている状況を、GMカノーラの商業栽培をめぐる連邦政府と州政府の「ねじれ」現象を取りあげながら明らかにした。

第4章では、南米におけるGM作物の展開について、アルゼンチンとブラジルの両国を対象とし、規制制度等の政策措置、遺伝子組換え対象作物の生産動向、およびとうもろこし・大豆・大豆加工品の貿易状況について分析し、現在までの普及程度には両国間でかなりの差異があるものの、当該地域におけるGM作物の生産および輸出は着実に増加しており、将来的には加工品を含めていっそう拡大する可能性が高いと考えられることを明らかにした。

第5章では、中国におけるGMOに関して、2001年から2002年にかけて新たに制定された規制の概要を述べると共に、輸入に関する規則がもたらした米中間の軋轢について分析した。またGMOの生産に関しては、作付が拡大しつつあるBt綿花を中心として、その生産地域の特徴および研究開発の動向について明らかにした。

次に、第6章および第7章においては、以上の国別の分析から離れて、GMO規制に係る基本理念およびGM食品に対する消費者意識に関する分析を行った。

第6章では、GMOに対する厳格な規制の根拠としてしばしば持ち出される「予防原則」の概念、

ならびにこの原則と自由貿易を理念とするWTO協定の諸規則との抵触について分析し、予防原則は、法規範性は一般的に承認されていないが、政策上相当な影響力を有していること、予防原則に基づくGMOに関する規制措置にとって、WTOルール、特に、SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に定める科学的な原則、GATTの要求する無差別原則等との関係が重要であることを明らかにした。

第7章では、GM食品に対する消費者意識の解析を行った。コンジョイント分析の一つである選択実験のなかでも、潜在クラスモデルを採用し、イギリスの消費者を対象に調査した結果、「食と環境派」、「GM不信派」は、Non-GM飼料による卵に対して高い支払意思額が計測されたが、「GM楽観派」ではかなり低い支払意思額が計測された。これより、消費者はGMO回避行動によって大きく2分されることが明らかになった。また、政策的含意としてはNon-GM食品にする表示基準は、一つだけよりもGMO含有量に応じていくつかの表示基準を用意した方が、社会全体の厚生は高まることを示した。

(3) 『プロジェクト研究資料』

ライフスタイルプロジェクト研究資料第3号

農業者意識の国際比較調査 日本，韓国，イギリス

日本・韓国・イギリスにおいて、農民の農業観・環境観・生活観・農政観・都市に対する意識について、共通のアンケート票を用いて調査を行った。中山間地・条件不利地域を主対象として、国内の大学および韓国農村経済研究院（KREI）の協力を得て、またイギリスでは民間調査機関を利用した。回答を得たのは、日本では秋田県・鳥取県下の208戸（稲作経営中心、規模では0.5ha未満が54%を占める）、韓国では全国の162戸（稲作または園芸経営、最多階層は1～2haの46%）、イギリスではイングランド全域とウェールズ地方の251戸（酪農経営、最多階層は100ha未満の43%）であった。この中から、農村に居住することの長所と短所に関するものと都市・農村の交流に関するものだけを紹介する。

農村居住の長所（2項目まで選択）としては、「きれいな水や空気などのよい生活環境」が3か国ともトップを占める。特に韓国（91%）・日本（70%）では他の諸項目を大きく引き離すが、イギリスを見ると43%にとどまり、「子供を心配なく育てられるよい生活環境」（43%）、「自然に囲まれた生活環境」（37%）の2項目と同程度に評価されている。

日本と韓国は、第2位が「温もりのある人間関係」（45%、61%）、第3位が「自然に囲まれた生活環境」（25%、30%）であることも共通している。両国の農業条件、社会条件に類似性があることの反映とも言えよう。

反対に、短所（2項目まで選択）としては、3か国とも「就業機会やよい仕事が少ない」（54%、38%、45%）、「医療・福祉施設が不便」（49%、68%、33%）の2項目を挙げる者が多いが、韓国のみは「子供の教育機会が少ない」（74%）が突出して第1位となっている。

長所・短所を合わせてみれば、水や空気が良い環境というプラス評価と、就業、医療・福祉面におけるマイナス評価は、3国にほぼ共通している。他方、人間関係については、「温もりがある」こと

のプラス評価が日本・韓国とイギリス（22%）で大きな差を示している反面で、「いろいろな人と接触する機会が少ない」というマイナス評価がイギリスで22%を占めるのに、日本・韓国は非常に少ない（9%、3%）という特徴が見られる。

また子育てに関連して、「心配なく育てられるよい生活環境」というプラス評価と「教育機会が少ない」というマイナス評価が、韓国（1%、74%）とイギリス（43%、14%）で対極的であり、日本はその中間（17%、20%）であることも注目される。

次に、望ましい都市と農村の交流方法に関する回答（該当項目を全て選択）は、日本では、「就農・就業による定着者の受け入れ」（40%）が比較的多く、「イベントによる交流者受け入れ」（34%）、「農畜産物直売による交流者受け入れ」（32%）がこれに続く。

これに対して、韓国では、「農畜産物直売による交流者受け入れ」（84%）が飛び抜けて高く、次いで「就農・就業による定着者の受け入れ」（51%）、「週末・季節農村居住者の受け入れ」（36%）が目立つ。さらにイギリスを見ると「観光訪問者としての受け入れ」（84%）、「農畜産物直売による交流者受け入れ」（76%）、「イベントによる交流者受け入れ」（75%）の3者が並んで高率を示している。

3か国を通じて、「農畜産物直売による交流者受け入れ」と「就農・就業による定着者の受け入れ」に期待が集まっていると言える。ただし、日本の場合、韓国やイギリスと異なって、交流に関しては回答項目のほとんどが2～3割の低率にとどまっており（「就業による定着」のみが4割）、いわば「決め手」に当たるものが見つげにくい。

ライフスタイルプロジェクト研究資料第4号

山村留学の現状と課題 平成15年度全国アンケート調査報告書

山村留学は、典型的には都市の小中学生が（一部に家族一緒で）、学校の規模や生活の利便性等々の面において対照的な条件にある山間地を、就学・生活の場として選択するものである。それは、少なくとも1年の就学期間の長さ、自然や農村的な社会生活への日常的な接触といった異なったライフスタイルの体験のため、そこから受ける影響も大きいと想定される。

山村留学は、都市における教育問題を発端に1970年代半ばからスタートし、生徒を送り出す側、受け入れる側の双方がメリットを認めつつ展開した。2003年度において、受け入れ校は196校、留学生総数804人にのぼっている。本調査は、山村留学を2003年度に実施した市町村教育委員会、運営団体、学校、留学生徒とその父兄を対象とした、本邦初の全国悉皆アンケート調査（但し、留学生徒と父兄のみ約半数）である。

まず、教員の見るところ、留学生の参加動機は自然体験・農村生活への憧れ74%、都会の学校・生活への不適応14%、その他12%である。山村留学について、肯定的に評価する回答比率の高い項目は、留学生を受け入れた市町村教育委員会の場合、「学校・地域の行事の活性化」（92%）、「児童の交流による教育効果」（87%）など、学校教員の場合、「留学生が成長して帰った」（85%）、「仲間が増えて地元の子供の刺激となった」（76%）など、留学生徒の場合、「同級生と仲良くなった」（84%）、「運動会や文化祭を行ったこと」（83%）など、そして、留学生父兄の場合、「自然の中でのびのび過ごせた」（79%）、「田舎暮らしを楽しんだ」（70%）など、立場により違いはあっても、それぞれに教

育効果を高く評価していた。

他方，山村留学を受け入れることによる里親や教員の精神的負担や自治体・運営主体の経済的負担を感じるという回答も 2～5 割ほどあった。関係者は立場が違っても教育効果を実感しているが，受け入れ側において，負担感もそれなりに実感しているわけである。

受け入れ側の負担感は，山村留学の実施形態の変遷にも現れる。山村留学は，開始から 10 年くらいは里親形態が殆どであったが，負担の大きい里親のなり手不足から全寮形態への切り替えが進んだ。ところが，平成になると，寮設置の財源難と人口流入促進策から，家族移住形態が増えつつある。また，留学生人数は開始以降 20 年のあいだ一方的に増加してきたのだが，1990 年代末頃から頭打ち状態である。今後の方針でも，4ヶ所に 1ヶ所は山村留学の継続を危ぶんでいる。不況の長期化による，父兄の経済的負担感の増大が，一因にあると思われる。

山村留学が地元股东及ぼす経済的インパクトについては，例えば，「地域の過疎化の防止」(市町村教育委員会 37%)，「地域経済への効果」(市町村教育委員会 19%，山村留学運営団体 10%) など，低い評価にとどまる。他方，都市と農村交流については，「農山漁村の理解者の都市での増加」(市町村教育委員会 65%) など，高く評価されている。

また，留学生父兄に，留学先との交流状況を尋ねると，「第二の故郷と思う」(89%)，「家族で遊びに来る」(81%)，「留学地の農産物を買うのが楽しみ」(64%)，「里親などと家族ぐるみで付き合う」(61%)，「産直などで留学地の農産物を買う」(45%) など，親和的関係の深まりを確認することができる。ちなみに，父兄は，山村の農産物の場合 6.7%，山村の低農薬・低化学肥料農産物の場合，10.8%の価格の追加支払いの意思を持っていた。山村への理解が，消費者の購買行動にもプラスに影響するわけである。

ライフスタイルプロジェクト研究資料第 5 号

わが国における農村型ワーキングホリデーの実態と課題

本研究は，近年，都市農村交流の一形態として注目されている「農村型ワーキングホリデー (WH)」の実態に関する分析である。ここにいう農村型WHとは，都市住民が交通費などの実費負担で農村へ赴き，農家民泊ないし農村内の簡易宿泊施設で宿泊しながら農家の作業を手伝う新たな都市・農村の交流手段である。一義的には，WH参加者が農作業を通じて労働力を提供し，農家側が宿泊・食事の世話ないし労賃報酬を支払うという形の交換経済が存在するが，それと同時に外部効果として，受け入れ農家側には「都会の人との交流による楽しみ」がもたらされ，参加者には「農村環境や土に触れる喜び」がもたらされる。WHは都市住民と農村住民双方のニーズ(農村側における労働力不足と都市住民の農業への参加意欲)を充足する有効な交流手段であり，全国に同様の取り組みを検討している地域は多い。また，WH参加者の中には，WHをきっかけとして農村定住を果たした者もあり，さらなる地域経済への波及効果も期待されている。

本報告書の第 2 章では，長野県飯田市におけるWH参加者に対するアンケート調査結果をもとに，参加者の属性，参加理由，WHへの満足度と評価，再参加意志，定住意志について実証的に分析を行った。同市のWHは，受入農家数や参加者数などの面で，わが国最大規模であり，20～30 歳代の

若い女性らによる多数の参加を得ている。回答者の属性（年齢・性別、家族パターン、農家との関わり等）によって、参加理由や満足する点は異なるものの、アンケート結果にみるWHへの評価は概ね高く、このことが回答者の再参加意志の高さに影響している。また、回答者の多くは農村への定住意志を示しており、WHが農村定住への一階梯として機能する可能性が窺える。

第3章では、WH取り組み事例の現地調査を踏まえ、現場における論点と課題を探った。事例として取り上げたのは宮崎県西米良村、長野県飯田市、岩手県遠野市のWHである。参加者の労働力提供に対して労賃を支払う「西米良型」と、民泊提供を行う「飯田・遠野型」でそれぞれ課題は異なるが、事業の継続的拡大のためには、強力な事務局体制の確立や農家の組織化、参加者と受入農家のニーズのマッチング、参加者・受入農家双方のニーズに即した労働強度に関するオプション設定など、共通に改善すべき課題も多い。

一方、第4章では、我が国のWHに関連して大学における学外実習の実態を報告した。大学における学外実習（農家宿泊実習）は、その根底に流れる考え方がWHのそれと相当程度共通している。ここでは、学外実習の実施に伴う諸問題、すなわち、実習の教育的効果を維持しながら受入農家における負担をいかに軽減するかという問題、当該農家に雇用されているアルバイトや外国人研修生との労働競合問題、農家側の受入姿勢とそれに対する学生の受け取り方に関する問題、農作業以外の作業に学生が従事した場合の問題、受入側のコーディネート体制の問題などを現場の実態に即して整理した。大学の学外実習は、多くの学生にとって「農業」に直接触れる最初の機会であり、若者を農村現場に引きつける有効なアプローチとなっている点はWHと共通する。

農村型WHは、広義の農村体験型グリーン・ツーリズム（GT）の中に位置づけられるが、その実態は、GTの諸形態の中でも農業・農村に対する関わりがより深い。特に、農家の普段の農作業に家族の一員のごとく関わるその実施形態は、都市住民の心をひきつけ、関心を持たれている点である。WHの労働力を担保に生産規模を積極拡大するような直接的効果こそ顕在化していないものの、参加者・受入農家双方の示す満足度の高さは、農村型WHのもたらす最大の効果である。

危機管理プロジェクト研究資料第3号

食料・農業の危機管理に関する社会科学的アプローチ（第2集）

本資料は、平成14年度より3年計画で実施したプロジェクト研究「食料・農業の危機管理システムの構築に関する研究」（略称「危機管理プロジェクト」）の最終年度である16年度の研究成果をとりまとめたものである。16年度における研究は以下のとおり、2つの小課題の下で推進し、6つの研究成果をとりまとめた。

- 1．食品・農産物の安全性に関するリスクの経済分析
 - ・規制インパクト分析のフレームワークとコメのカドミウム吸収抑制対策に関する費用分析
 - ・食の安全と安心、および食の情報に関する消費者意識調査
- 2．食品安全性にかかわる比較制度・政策分析
 - ・わが国における市民参加型テクノロジー・アセスメント（pTA）の展望について
 - ・BSE後のドイツの食肉トレーサビリティ 制度と実際

- ・米国農務省食品安全検査局の食品安全行政について
- ・中国の食品安全制度と畜産物のトレーサビリティ

食品に関するリスクやハザード，あるいはリスクコミュニケーションを対象とする研究は，当研究所にとって新たなチャレンジであった。また，小課題 1 については社会学や消費者心理学分野等の外部専門家からの助言を得ながら推進した部分もあり，必ずしも経済学における研究にとどまらないものを含んでいる。

まず，第 1 章「規制インパクト分析のフレームワークとコメのカドミウム吸収抑制対策に関する費用分析」では，規制インパクト分析（IRA）のフレームワークに基づき，コメのカドミウム基準値を題材として費用分析を行った。

第 2 章「食の安全と安心，および食の情報に関する消費者意識調査」では，東京および静岡の消費者 2000 人に対するアンケート調査結果を用いたクロス集計による解析および因子分析を行った。因子分析の結果，残留農薬や食品添加物などへの不安との間に関係がある因子として，健康・安全食志向，社会不信，自然回帰的な標語への同調，人工的な食品への嫌悪感，田舎的で素朴なイメージへの郷愁，の 5 つが見つかった。

第 3 章「わが国における市民参加型テクノロジー・アセスメント（pTA）の展望について」では，pTA の実施によって行政や議会が得られるメリットの抽出を主眼に，文献調査やわが国で pTA の実施に携わった研究者などへのインタビューに基づき，わが国における pTA 実施の特徴，問題点，展望について論じた。

第 4 章「BSE 後のドイツの食肉トレーサビリティ 制度と実際」では，BSE の感染確認数の累計が 350 以上にもなるドイツを事例に，牛肉を中心とする食肉のトレーサビリティの制度と実態，とくに義務的事項と参加者の任意により行われている事項それぞれの具体的内容を述べ，「農場から食卓まで」の正確かつ経済的なシステムがいかんして構築可能かを探った。

第 5 章「米国農務省食品安全検査局の食品安全行政について」では，同局が約 1 世紀にわたり実施してきた食肉検査の歴史，および食肉事業者の自主回収制度について紹介することを中心に，同局の業務を概観した。

第 6 章「中国の食品安全制度と畜産物のトレーサビリティ」では，輸出促進を大きな目的としている中国の食品安全に対する取組の現状や特色を整理した上で，トレーサビリティ制度の現状と特色，およびその実施が農産物の生産・流通に与える影響について，畜産物を主たる対象として分析を行った。

行政対応特別研究 [高齢者] プロジェクト研究資料

高齢者が農業，農村地域に果たす役割の影響分析

寿命の延伸や青壮年の転出等によって，元気な高齢者が農村で大変に多くなった。本プロジェクト研究は，第一に，高齢者が農業生産及び農村社会に果たす貢献度を農業従事という労働面と高齢者の社会面での活発度という 2 側面についての全国動向を，定量的に把握した。第二に，高齢化が農村社会を変容させるメカニズムの実態を長野県と京都府の各 2 集落の事例調査により，明らかにすると共

に、四国ミカン作地域については、農業生産額に占める高齢者農業のシェアを事例的に推計した。第三に、欧州諸国における高齢化の状況とその農政対応を紹介した。本研究から得た具体的な知見は、次の通りである。

第一に、2000年「農業センサス」データの組替集計により、農業従事者に占める高齢者数の割合は33%、総農業従事日数に占める高齢者従事日数の割合は41%であり、5年前に比べて10%も増加したことを指摘した。

次に、2002年「JAの活動に関する全国一斉調査」データを活用して、JAにおける高齢者組織数と生きがい対策数の合計値をもって、元気な高齢者の活発度指標とすることを提案している。この活発度指標は、中身として、福祉、文化、組織、年金、農業の5領域の項目から構成されるものである。そして、高齢者の活発度指標が高いJAは、生活施設を保有し、環境問題や都市との交流、農業生産活動など、何ごとにも積極的に取り組む農協であることが明らかになった。なお、この高齢者の活発度指標はJAの生活関係職員数に微弱な影響しかなく、雇用面の効果は大きくない。

第二に、集落農家の悉皆調査を通じて、高齢化の進捗状況とそれが家族と集落組織に及ぼす影響を、具体的につかまえた。それによれば、

まず、松本市近郊の集落においては、在宅通勤兼業の後継者が多く、直系家族が比較的維持されていた。そこでは、親子間の権限移譲の遅延化により世帯主が高齢化し、また、男優位の権威構造をもつ家族が多かった。それらが、地域組織の役職者の高齢化と連動して、集落内の地域組織活動の沈滞を生む土壌となっていた。

それとの対照で調査した、中山間地の京都府美山町は、地域づくりに成功してIターンの青壮年も多い集落であった。そこでの地域組織は青年壮年の参加も多く、それなりに活況を呈していた。ただ、そのなかで、高齢者を支える社会的ネットワークは、概ね集落内の親戚や隣人という狭い範囲内に限定されたものであることも指摘している。

さらに、愛媛県明浜町は、農業就業者総数のうち65歳以上者の割合が39%を占める、ミカン作の盛んな高齢化農村である。その2003年度のミカン生産総額に占める65歳以上農家のシェアは36%であった。高齢者が労働面および生産額面に占めるシェアの大きいことを、地域的に例示した。なお、高齢者の中には、定年帰農者が一部にいることも事例的に指摘している。

第三に、スウェーデンやフランス農村において、高齢化は日本同様に進んでいる。だが、農政は、農家女性の雇用対策として介護サービスなど福祉分野へ乗り出すものの、元気な高齢者向け対策は念頭外である。むしろ、早期引退制度や新規就農支援策を充実させ、農業の担い手の若返りを推進している。

先駆者・支援プロジェクト研究資料第1号

食、農、環境に関する政策ニーズ等調査研究資料

本資料は、「食の安全性・環境負荷の軽減を志向する農業生産システムの育成とそれを支援する農政のあり方に関する研究」(平成16~18年度)の初年度における研究成果をとりまとめたものである。

このプロジェクトは、我が国の農業が、国際化の進展に伴って流入増加が予想される輸入食品に対

抗していくため、安全・環境負荷軽減などの消費者ニーズを満たす食品を生産する環境保全型農業等を育成・支援するとともに、消費者の信頼を確保するためには、コスト・パフォーマンスの高いトレーサビリティ・システムやGAP（Good Agricultural Practices：適正農業規範）を早急に構築・普及して輸入食品との質的差別化を図る必要があり、それらが成立する条件や推進方策を探るという二つの課題を扱っている。

この課題は、近年の消費者の食料、農業、環境に対する関心の動向等を踏まえ、食の安全や消費者の信頼の確保、食品の品質の高さ、そして環境負荷を軽減させる生産方法が今後の消費者の支持を得る重要な要素になると想定し、これらを志向する農業生産システムの育成を図るため、主として生産サイドに働きかける政策手法を念頭に置いたものである。

この課題では、安全・環境負荷軽減などの消費者ニーズを満たす食品を生産する環境保全型農業等を育成・支援する一方で、消費者に対して安全や環境負荷の情報を的確に提供し、消費者の信頼を確保することを実現するシステムが必要であることから、消費者の選択行動に働きかける政策手法を念頭に置き、主として農場から食卓までの全過程を追跡確認できるコスト・パフォーマンスの高いトレーサビリティ・システム等を構築・普及するための方策等を検討する。

研究を進めるに当たっては、経済学・経営学等の理論的分析・検討から入るのではなく、実際に環境保全型農業等に早くから取り組み、発展してきた先駆者たちからの情報を基礎材料とし、これら进行分析、集約することを基本とした。つまり、環境保全型農業等の先駆者たちが、自らの取組みにおいてどのような障害にぶつかり、それをどのように乗り越え、発展してきたのか、あるいはそうした経験を踏まえて、彼らは行政に何を求めたかったのか、今どのようなことを求めているのか、といった情報を聞き出し、分析、集約することとした。

本資料の構成は、第1章から第5章までが環境保全型農業関係、第6章がトレーサビリティ・システム関係、第7章がGAP関係となっている。

第1章では、環境保全型農業に先駆的に取り組んでいる経営体の代表者に対して行った政策ニーズの予備的調査の結果をとりまとめたものである。具体的には「日本有機農業研究会」と「全国産直産地リーダー協議会」から有意抽出した8名の者に対し、政策ニーズや現状及び今後をどのように認識しているか等について聞き取り調査を行った。その結果、1)有機食品の検査認証制度の導入が現実的には海外有機農産物の輸入促進に繋がる現状にあること、2)有機認定を受けるためには大きな負担が発生していること、3)国・地方自治体による有機農業の生産技術開発、4)国内有機農業の競争力強化に資する政策支援（直接支払いなど）、5)食の安全・安心や環境への負荷軽減に資する有機農産物等への消費者啓発事業などの生産振興、消費促進に係る指摘や要望が多かった。

第2章は、早くから卵の無農薬生産に取り組んでいる千葉県旭愛農生産組合の事例調査である。千葉県旭愛農生産組合は、抗生物質などの化学物質を使用しない安全な卵の生産を開始したが市場では評価されず、新たな販路として生活クラブ生協千葉と連携して市場外流通システムを構築し、作目も卵に加え青果、米と拡大しつつ事業量の拡大を実現させた。しかし、90年代以降は生協のニーズの頭打ちに伴って事業は停滞しており、今後は、流通専門業者として、多様な販売チャネルや新ビジネスの開発が迫られている。

第3章及び第4章は、アメリカ及びドイツにおける状況について、それぞれリチャード・モア氏（アメリカオハイオ州立大学）と木村園子ドロテア氏（東京農工大学）、グイド・ハース氏（ドイツ

ボン大学), 波多野隆介(北海道大学北方生物圏フィールド科学センター)に報告していただいた。両国とも、慣行農業による水質汚染などを背景として、環境保全型農業の取組みが進み、近年では特に有機農業の拡大を促す施策が推進されている。アメリカでは農務省の持続型農業研究・教育プログラム(SAREプログラム)の果たした役割が大きく、ドイツでは1992年より農業環境条例で環境保全型農業に取り組む際に補償が行われている。その結果、両国では有機農産物の市場は着実に拡大しているが、その一方で、アメリカにおいては大規模生産者と小規模生産者、ドイツにおいては農村地域の粗放的作目(草地)と都市近郊の集約的作目(野菜)の違いによって、その取組みに差が出ている。

第5章は、韓国における現状を整理したものである。韓国では、ガットU R 農業合意以降、農政の軸足を「規模拡大・生産コスト削減」から「親環境農業」路線へ徐々に方向転換しはじめた。特に1999年以降、親環境農業育成法の制定、それを根拠法とする多様な直接支払制度の導入により、表示認証された親環境農産物の栽培農家数・生産量が急増している。

第6章は、野菜の生産流通情報のニーズと開示対応について、生産者、流通業者及び消費者に対するアンケート結果(農林水産大臣官房情報課「野菜の生産流通情報に関する意識調査」2004年8月)を基に分析を行った。野菜の生産流通情報のニーズと開示対応には、フードチェーン段階間で大きな違いが見られ、例えば、消費者は必要とする情報として「産地名」、「出荷日」、「安全性等の認証」、「栽培方法」、「農業の使用状況」、「収穫日」等を挙げているが、これらの情報に対する小売業者の提供可能性は「産地名」を除いて低いという現状にある。また、流通業者自身が情報提供の必要性は認めているものの、実際には対応できない情報もある。

第7章は、米国におけるGAP(Good Agricultural Practices)の推進状況を整理した。米国では、クリントン政権時代から、果実及び野菜が原因の食中毒防止のため、生産者等の自主的な対応を基本としつつ、USDA(US Department of Agriculture)やFDA(Food and Drug Administration)等の関係機関が連携して、栽培・収穫・包装・輸送における適正な作業方法のガイダンスを作成、普及教育プログラム(コーネル大学が中心)、認証プログラムを実施し、GAPの推進に取り組んでいる。

多面的機能プロジェクト研究資料第1号

多面的機能政策の諸相と今後の展開

本プロジェクト研究の目的は、農業がもつ多面的機能を評価し、政策介入の余地を検討することにある。多面的機能はどのような状況で発揮され、それはどのような方法で評価されるべきなのか。多面的機能の発現を促すためには、どのような政策が有効なのであろうか。このような問題を先進国や途上国の事例を交えながら検討した。

第1部では、先進諸国における多面的機能施策を把握し、その課題を検討した。多面的機能の概念は、すでに多くの先進国で認知されているけれども、その取り組み方は一様ではない。ここでの目的は、先行的な事例と政策の検討を通じて、我が国の政策立案に資することにある。具体的には、フランスにおける制度的分析と、イギリスのアバディーン大学名誉教授の講演記録を掲載した。欧州では環境に配慮した農業技術を導入する農業者に対して、農業環境支払いがなされている。他方、2003

年のCAP改革により、クロス・コンプライアンスが導入され、適性農業規範が規定されるなど、環境規律がさらに強化された。こうした制度の変容を明らかにすることが、第1部の主要なテーマである。

第2部では、中国、インドといった途上国を対象として、独自に収集されたデータをもとに分析を行った。ここでは、農業が多面的な価値を有するという前提に立ち、農村の共有資源がどのような要因によって維持・保全されるのかを明らかにした。途上国における農林業の位置づけは、我が国とは相当に異なるけれども、多くの国、地域において、農村における地域資源（ローカル・コモンズ）の管理主体は共同体である。そこで、どのような属性を持つ共同体で、地域資源が良好な状態に保全されるのか、どのようなファクターが、良好な保全・管理を阻害する要因となるのかを、計量経済学的手法を用いて明らかにした。さらに分析では、直接支払い制度を念頭におきながら、資源の間接的な利用者から、資源を保全・管理する者への所得移転の必要性に言及した。

第3部では、我が国の多面的機能および関連する政策について検討した。まず、農林業への環境会計の適用可能性について、理論面と実証面から検証した。環境会計は他産業で用いられている環境評価手法であるが、多面的機能政策と他の政策の関連を考察する際に、きわめて有益な情報を提供する。環境会計にもとづく実証は、マクロレベル（全国、あるいは広域）からメソレベル（市町村や一地域）、ミクロレベル（個別経営）までをも視野に入れる必要がある。また、実証に当たっては多面的機能の数量化が鍵となる。ここでは主として、環境会計の理論的な考え方を解説しながら、多面的機能を取り込んだ政策の効果をモニターする方法を論じた。そして、各レベルに応じた枠組みおよびレベル相互の関連性を検討し、ミクロレベルの環境会計については、定性的な評価を取り入れた「農業環境活動チェックソフト」としてその枠組みを構築した。

第3部後半では、滋賀県における先進的な取り組みを取り上げながら、環境保全的施策の経済効果を計測した。また、米沢市における「ホタルの里」についても、定性的な分析を試みた。

行政対応特別研究 [FTA・WTO] プロジェクト研究資料第2号

韓国農業の展開と戦略

経済のグローバル化が進展するなか、世界共通の貿易ルールを決めるWTO交渉が行われる一方、二国間による自由貿易協定（FTA）締結の動きも活発になっている。こうした背景の下、「変化する経済社会情勢の下での農産物貿易政策等に関する研究」（FTA・WTOプロジェクト、平成15～16年度）において、FTAの動向やWTO関連の情報の整理と分析を行うとともに、貿易政策の方向性を探る検討を行った。

この資料は、本研究の成果の一部であり、関係者の基礎的資料としてのみならず、日本と韓国とのFTA交渉の対応に資するよう取りまとめたものである。3部から構成され、第1部は韓国農業の全般的動向、第2部は部門別動向、第3部は国際化動向に関する論文となっている。韓国農業の全貌を把握するとともに、中長期的な視点での韓国農業の特性の解明に努めた。

第1部では、第1章「農業の位置づけ」は、急成長を遂げる経済全体における農業の位置づけを行い、農業の地位の変化を数量的に分析、農業の工業化への貢献をも考察した。第2章「農業の特徴と

構造」は、農業の特徴を農地、兼業、高齢化などに着目して示し、日本との比較も含めながら、農業構造の変化を論じた。第3章「農政の動向」(1)「農業・農村政策の動向」は、建国以来の農政の流れも捉えながら、最近の農政の動きを把握した。同章(2)「水田農業直接支払い制度」に関する一考察」は、水田農業直接支払い制度に関して、農業者のアンケート調査を中心に考察した。第4章「農業生産、農家経済の動向」は、農業生産全体、野菜、果実、畜産の品目別の動向や農家経済の動向を把握した。第5章「農産物貿易の動向」は、農産物貿易の状況、農産物輸出政策に関する動きを把握し、日韓の農産物貿易や日中韓の生鮮野菜貿易の特徴を明らかにした。第6章「食料消費構造と農産物需給」は、食料消費の特徴、その変化と傾向を踏まえ、農産物需給状況を把握した。第7章「食品産業」は、70年以降は産業連関分析を用い、食品工業の構造変化を定量的に明らかにし、70年以前は韓国産業銀行や統計庁の報告書などを用いて食品産業の変遷を定性的に把握した。

第2部では、第1章「稲作経営および米市場の動向」は、稲作農業の実態、新たな米関連施策、近年のブランド米市場の形成過程と現況を把握し、稲作の今後の展望と課題について考察した。第2章「農業地帯別に見た稲作農家の性格」は、平場地域として全羅北道金堤市の事例を、中山間地域として忠清北道塊山郡青川面の事例を取り上げ、地域における稲作農家の形成過程、特徴、近年の変化などを考察した。第3章「野菜」(1)「野菜生産の動向」は、食料消費を含む社会経済変化の動向に注目し、農業構造変化の中での野菜作の位置づけ、日韓両国の農業構造展開の方向を考察した。同章(2)「野菜の流通・消費動向」は、政策、流通経路、流通マージン率の点から流通動向を、消費量、購入行動の点から消費動向を論じ、輸入が増加している調味菜類とキムチの輸入をめぐる現況、今後の方向性をも考察した。第4章「果樹・花き」は、果樹、花き部門ごとに生産・流通・消費動向を考察した。第5章「畜産」は、畜産部門の生産、需給、流通の現状を概観し、日本向け輸出で成長した事例の調査結果を紹介した。

第3部に関しては、第1章「国際化対応」は、ウルグアイ・ラウンド交渉における韓国の立場や最近の交渉状況、国際化対応に向けた施策や今後の政策展望について論じた。第2章「韓国・チリFTA協定を巡る現況」は、韓国のFTA政策、韓国・チリFTA交渉の経緯、締結の概要、今後の動向を考察した。第3章「東アジア地域農産物貿易の現実と展望」は、貿易自由化に向けた国内政策の特徴、農産物貿易の現状やその影響を整理し、今後の東アジア地域の貿易の状況や農産物の輸出競争力などについて考察した。